

平成15年2月3日

東栄株式会社に対する当社債権の内容と対応について

株式会社ポスフル
代表取締役社長 大川 祐一

既にご高承のとおり、旭川市所在の東栄株式会社が、平成15年1月28日付けにて民事再生手続開始の申し立てを行いました。

そして、大口一般債権者として当社の名前が報道され、皆様方におかれましては驚きとともに、大変なご心配をおかけしておりますことを、ここにお詫び申し上げます。

本件に関しましては、取り急ぎ1月31日に東京証券取引所のTDnetにより、状況の概略を開示するとともに、記者クラブ（札幌）への投げ込みおよび当社のホームページに掲載させて頂きました。

本日はあらためて、当社債権の内容と、その対応策等につきまして、このホームページを借りまして、ご報告、ご説明をさせて頂きたいと思っております。

同社は当社永山店のオーナーとして、当社が株式会社ホクホーとして出店をして以来、賃貸借契約を締結させて頂いておりますが、報道されました債権は同賃貸借契約に基づく、敷金及び保証金でございます。

当然のことではあります、当社はこの債権保全のため、賃借物件の土地・建物に対し抵当権を設定し、担保権付き債権として万全を期しております。

尚、抵当権の名義が株式会社ホクホーのままになっているため、事情を十分に把握しておられない一部報道機関に一般債権者として記載され、誤解が生じたものと思われませんが、実質的な権利関係には全く問題はございません。

前記の保証金につきましては、既に均等分割回収が始まっており、同社との話し合いの結果、賃料との相殺により回収を進めているところです。

従いまして、今回の民事再生手続開始の申し立て後も、引き続き賃料との相殺を継続することになりますので、前記の債権額は確実に減少していくとともに、当社の損益面、キャッシュフロー面に与える実質的な影響は軽微なものと思われま。

また、同社の民事再生手続きの帰趨につきましては、今後の支援先・支援体制により、徐々に具体化していくことになると思われますが、当社永山店の運営・営業という面から見ますと、前記の賃貸借契約書のなかに、いわゆる「売買承諾権」「先買権」条項が盛り

込まれており、支援先・支援体制がどのようなものになったとしても、当社の意向を無視して賃借物件の処分等を行うことは禁止されております。

このため、小売業にとっての最重要事項である営業の継続を阻害する要因は塵ほどもありませんので、皆様方におかれましても当社並びに永山店に対する、なお一層のご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、ご不明の点につきましては、下記の連絡先にお問い合わせ下さい。

経営企画室 室長 佐々木 敏夫
011 - 865 - 4104